

国立研究開発法人国立環境研究所ベンチャー支援規程

令和4年11月 1日
令4規程第1号

(目的)

第1条 本規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）における研究成果の実用化を促進するため、国立研究開発法人国立環境研究所ベンチャー（以下「国環研ベンチャー」という。）に対する適正な支援を図るために必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 国環研ベンチャーとは、研究所の所有する知的財産又は研究所に関連する技術・知識等の研究成果を活用するベンチャー企業であって、本規程に基づき国環研ベンチャーと称号することが認められたものをいう。

2 国環研ベンチャーは、研究所から本規程に定められた支援を受けることができる。

(ベンチャー審査委員会)

第3条 国環研ベンチャーの認定、認定の取消し、国環研ベンチャーへの支援内容及びその他の検討事項を審議するため、研究所に国立研究開発法人国立環境研究所ベンチャー審査委員会（以下「ベンチャー審査委員会」という。）を置く。

2 ベンチャー審査委員会の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

(認定の手續)

第4条 国環研ベンチャーの認定又は認定期間の延長を希望する者（以下「希望者」という。）は、「国立研究開発法人国立環境研究所ベンチャー認定申請書」に、事業内容、使用する知的財産等に関する書類を添付の上、理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項で受けた申請の審査について、ベンチャー審査委員会に諮問する。

3 ベンチャー審査委員会は審査を行うとともに、必要に応じて希望者との面接等を行い、理事長に審査結果を答申する。

4 理事長は、ベンチャー審査委員会の答申を基に認定の可否を決定し、その結果を希望者に通知する。

(認定の要件)

第5条 国環研ベンチャーの認定にあつては、次の各号の全てに該当することを要件とし、その有効期間は認定の日から5年間とする。なお、有効期間については、申請に基づく延長が可能なものとし、その有効期間はさらに5年とする。

一 第2条第1項に基づき、実施する事業は研究所の所有する知的財産又は研究所に関連する技術・知識等の研究成果を活用する事業であること。

二 希望者の創業者又は当該事業について責任を有する者は、前号の事業について必要十分な知識を有していること。

三 経営戦略が適切であり、事業性が見込めること。

- 四 事業の目的が、研究所の信用を傷つけるものではないこと。
- 五 第一号から第四号に掲げるもののほか、国環研ベンチャーとして不適当なものではないこと。

(国環研ベンチャーに対する支援)

- 第6条 研究所は、国環研ベンチャーに対し、研究所の業務に支障のない範囲で次の各号に掲げる支援を行うことができる。
- 一 事務室又は研究室としての場所を研究所内に確保し、国立研究開発法人国立環境研究所固定資産等管理事務取扱細則（令2細則第1号）（以下「取扱細則」という。）第28条の定めるところにより、無償で貸与すること。
 - 二 取扱細則第28条又は第29条の定めるところにより、前号により貸与した事務室又は研究室の住所を国環研ベンチャーの登記の住所とすることを認めること。
 - 三 研究設備等を無償で貸与すること。
 - 四 国環研ベンチャーが研究所の所有する知的財産を利用する場合は、独占的又は一部独占的な利用の許諾、実施料の無償化又は支払いの一定期間の猶予若しくは免除等を認めること。
 - 五 会社設立支援、事業計画策定支援、資金調達支援、研究開発支援、販売販路開拓支援、専門家の紹介及び会社経営に関するセミナーについての情報の提供等を行うこと。
 - 六 国環研ベンチャーの称号を使用すること。
- 2 研究所は、国環研ベンチャーとの間で、前項各号に掲げる支援措置の内容、条件等について契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。
- 3 研究所は、研究所の役職員が国環研ベンチャーの活動を準備する段階において、第1項第5号に掲げる措置を講じること又は同項第1号及び3号の措置に必要な検討を行うことができる。
- 4 研究所の役職員が国環研ベンチャーの活動を行う場合は、国立研究開発法人国立環境研究所兼業等規程（平18規程第13号）に定めるところにより兼業として行うものとする。

(研究所の法的責任)

- 第7条 国環研ベンチャーの認定及び称号の付与は、研究所に何ら法的責任を生じさせるものではない。

(報告の義務)

- 第8条 国環研ベンチャーは、理事長に対し、認定時にあらかじめ指定した日及びその後6月を経過するごとに、任意の形式により事業の状況について報告しなければならない。
- 2 国環研ベンチャーは、当該国環研ベンチャーに関し、増資、減資、解散、破産、再生手続き、更生手続き等の事実があった場合には、速やかにその旨を理事長に報告しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 理事長は、国環研ベンチャーが次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- 一 国環研ベンチャーの事業活動が、第5条に規定する要件を満たさなくなった場合
 - 二 国環研ベンチャーの企業活動が、研究所の事業活動の円滑な実施に支障を来すと判断した場合
 - 三 国環研ベンチャーが社会的信用を失墜する行為を行った場合
 - 四 第1号から3号に掲げるもののほか、研究所の不名誉となるおそれがある場合等、国環研ベンチャーとして認定することが適当でない判断した場合
- 2 前項による認定の取り消しを受けた者は、当該取消しを受けた日以降、国環研ベンチャーとしての認定及び称号を使用していた事実を利用し、事業を行ってはならない。

(認定の解除)

第10条 国環研ベンチャーは、第4条第4項に基づく認定について、その解除を申し出ることができる。

(損害賠償の請求)

第11条 国環研ベンチャーが故意又は過失により研究所に損害を与えた場合、研究所はその損害賠償を国環研ベンチャーに対して請求することができる。

- 2 研究所が故意又は過失により国環研ベンチャーに損害を与えた場合、国環研ベンチャーはその損害賠償を研究所に対して請求することができる。

(主管部署)

第12条 国環研ベンチャーの支援に関する主管部署は、連携推進部研究連携・支援室とする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施において必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。